総 税 市 第 51 号 平成 29 年 5 月 18 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長 (公 印 省 略)

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバー記載について(通知)

個人住民税に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第三号様式)については、特別徴収義務者と市区町村との間で正確なマイナンバーが共有され、個人住民税の税務手続きを通じて、公平・公正な課税や事務の効率化を図るため、平成29年度からマイナンバーを記載することとしています。

総務省では、これまでも「平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の送付に関する留意事項について(通知)」(平成29年3月2日付け事務連絡)及び「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)への個人番号記載に関するQ&Aの送付について」(平成29年3月6日付け事務連絡)において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)にマイナンバーを正しく記載するようお願いしてきたところであり、市区町村におかれては、適切な対応をいただくよう改めてお願いします。

なお、地方税法(昭和25年法律第226号)及び地方税法施行規則の規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載(アスタリスク表示を含む。)とすることは認められていないことから、念のため申し添えます。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

総務省自治税務局市町村税課 担当 松本、前川、三好、齋藤 電話 03-5253-5669(直通)

E-mail y.maekawa@soumu.go.jp